

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 新潟臨港保健会
主たる事務所の所在地	〒950-8725 新潟市東区桃山町1丁目114番地3号
代表者（職名・氏名）	理事長 湊 泉
設立年月日	昭和26年5月22日
電話番号	025-274-5331

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	臨港訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒950-0051 新潟市東区桃山町1丁目114番地3号	
電話番号	025-271-9694	
指定年月日・事業所番号	平成7年3月15日指定	1560190041
管理者の氏名	吉田 久美	
通常の事業の実施地域	新潟市 東区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、1月1日を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、 24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

職種	人員数	勤務の体制と職務内容
管理者	1名	看護師1名（訪問看護業務兼務） ・主治の医師の指示に基づき、職員が適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関して必要な指導及び管理を行います。
看護師 非常勤看護師	2.5名以上 （常勤換算）	うち1名看護管理者兼務 看護職員は、訪問看護計画書に基づきサービスを提供します。 1 指定訪問看護提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等へ説明し同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容を記載した訪問看護報告書を作成します。

		5 指定訪問看護の実施状況の把握および訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
--	--	---

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
保健師	常勤 人、非常勤 人	理学療法士	常勤 3人、非常勤 人
看護師	常勤 7人、非常勤 人	作業療法士	常勤 1人、非常勤 人
准看護師	常勤 人、非常勤 人	事務員	常勤 1人、非常勤 人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	（資格： ） 担当制
管理責任者の氏名	管 理 者 吉田 久美

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は3割（平成30年8月から））です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問看護の利用料

【基本部分】基本利用料※（注１）参照

利用者負担金（基本利用料の1割の場合）※（注２）参照

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	介護	予防
20分未満	3 1 4 単位	3 0 3 単位
20分以上30分未満	4 7 1 単位	4 5 1 単位
30分以上 1 時間未満	8 2 3 単位	7 9 4 単位
1 時間以上 1 時間30分未満	1, 1 2 8 単位	1, 0 9 0 単位

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回あたり	介護	予防
1 回20分につき	2 9 4 単位	2 8 4 単位

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注３）新潟市は地域単価区分が7級地に区分され、利用料金は1単位が10.21単位の計算となりますので、上記金額に1.021を掛けた金額になります。

【加算】利用者負担金（基本利用料の1割の場合）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 基本利用料
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%

複数名訪問看護 加算Ⅰ	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	30分未満	254単位
	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	30分以上	402単位
複数名訪問看護 加算Ⅱ	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	30分未満	201単位
	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	30分以上	317単位
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行う場合		300単位
特別地域 訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合		上記基本利用料の15%
小規模事業所 加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合		上記基本利用料の10%
中山間地域等に 居住する者への サービス提供 加算	中山間地域（新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合		上記基本利用料の5%
初回加算	新規の利用者 へサービス提供 した場合 （1月につき）	退院当日訪問看護	350単位
		次日からの訪問看護	300単位
退院時共同指導 加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）		600単位
緊急時訪問看護 加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）		600単位
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）		500単位
特別管理加算Ⅱ			250単位
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）		2,500単位
看護・介護職員 連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）		250単位
看護体制強化 加算Ⅰ（介護）	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）		550単位
看護体制強化 加算Ⅱ（介護）			200単位
看護体制強化 加算（予防）			100単位

サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき）	6単位 3単位
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	50単位

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%

【その他の利用料】

サービス項目	サービス内容	利用料
交通費		なし
エンゼルケア	ご自宅でお亡くなりになった際、ご家族の意思を尊重し、ご希望により身体を清潔にし身だしなみを整えお見送りの準備をします	15,000円
材料費	日常生活上必要とされる物品や材料など	実費
レンタル料	日常生活上必要とされる物品や医療機器など	1品目 500円/月
保険外訪問	保険適用の利用時間や回数を超えた場合	5,000円/ 30分

【利用者負担額 概算】

訪問看護・介護予防訪問看護を開始しますと、算定され则认为られる内容と、1か月の概算をお示しします。

	サービスの内容	算定有無	単位数	訪問回数	合計単位数
基本料金・	20分未満（看護職）		314単位	回	単位
	20～30分未満（〃）		471単位	回	単位
	30～60分未満（〃）		823単位	回	単位
	60～90分未満（〃）		1,128単位	回	単位
	20分以上（療法士）		294単位	回	単位

介 護	40 分以上（療法士）		588 単位	回	単位
	60 分以上（療法士）		882 単位	回	単位
基 本 料 金 ・ 予 防	20 分未満（看護職）		303 単位	回	単位
	20～30 分未満（＂）		451 単位	回	単位
	30～60 分未満（＂）		794 単位	回	単位
	60～90 分未満（＂）		1,090 単位	回	単位
	20 分以上（療法士）		284 単位	回	単位
	40 分以上（療法士）		568 単位	回	単位
加 算	サービス提供体制加算		6 単位 3 単位	回	単位
	看護体制強化加算Ⅰ		550 単位	月 1 回	単位
	看護体制強化加算Ⅱ		200 単位	月 1 回	単位
	緊急時訪問看護加算		600 単位	月 1 回	単位
	特別管理加算Ⅰ		500 単位	月 1 回	単位
	特別管理加算Ⅱ		250 単位	月 1 回	単位
	中山間地域加算		基本料金の 5%を加算		
合計単位数					単位
利用者負担割合	1 割 2 割 3 割 無料 公費による減額				単位

（２）キャンセル料

あなたが、このサービスの利用をキャンセルしても、キャンセル料はいただきませんが、できるだけ早めにご連絡下さい。

（３）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次月請求書とともに郵送させていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の12日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌々月に、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

- （１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-271-6452
	面接場所 新潟臨港病院 在宅医療部の相談室

- （２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課介護認定審査係	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 虐待防止に関する責任者（ 医師 坂井 邦彦 ）
- 虐待防止に関する担当者（ 看護師 吉田 久美 ）
- （２）成年後見制度の利用を支援します。
- （３）苦情解決体制を整備しています。
- （４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- （５）介護相談員を受入れます。
- （６）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１）サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い。
- （２）訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 災害が発生した際は、利用者の安全確保はもちろんですが、被害状況、交通状況、職員の被災状況を把握するため、訪問業務を一旦休止させていただきます。また、訪問中の場合は利用者および家族の安全確保に努め、訪問看護員は一旦事務所に戻る為、退室させて頂く事があります。
- (5) 学生の実習について、当ステーションでは看護学生の受け入れを行っております。訪問看護員と同行する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。（別紙1参照）
- (6) 利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業所や訪問看護員に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合には、訪問看護サービス契約を解約させて頂く事があります。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 〒950-8725 新潟市東区桃山町1丁目114番地3号
事 業 者（法人）名 社会医療法人 新潟臨港保健会
代表者職・氏名 理事長 湊 泉

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

本人との続柄

氏 名

立 会 人 住 所

氏 名